

ほくでんグループ  
グリーン調達ガイドライン

= 第 3 版 =

2014年12月1日

北海道電力株式会社  
ほくでんグループ

## =目次=

はじめに	1
第1章 総則	2
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
第2章 ECo-Procurement (エコ調達)	2~5
1. 環境への優位性評価の実施	3
2. 協力・協働 (Cooperation)	4
3. E & e 基準による調達	5
第3章 お取引先の皆様へ	6~9
1. 化学物質管理促進法 (P R T R法) の遵守	6
2. 環境保全体制の整備	6
3. 製品アセスメントの実施	7

お問合せ先

添付資料

別紙 1	E & e 基準適用 ほくでんグループ会社リスト
別紙 2	グリーン調達に関する提案
別紙 3	企業環境特性評価票
別紙 4	製品環境特性評価票

## はじめに

地球温暖化・資源制約・廃棄物処理など地球環境問題が深刻化する中で、持続可能な社会をいかに実現するかが、世界共通の課題となっています。そして、環境負荷の少ない循環型社会の構築に対する企業の果たすべき役割がますます重要になってまいりました。

北海道電力株式会社（以下、「ほくでん」といいます。）は、環境問題を取り巻く情勢の急速な変化に対応し、2000年1月に、「北海道電力環境行動指針」の見直しを行い、より一層積極的に環境への取り組みを進めてまいりました。

その一つが、環境への影響を考慮した製品の調達を推進する「グリーン調達」活動です。ほくでんでは、2001年7月に「グリーン調達ガイドライン」を発行し、環境（**E**nvironment）に配慮したグリーン調達について、皆様とともに取り組む（**C**ooperation）、「**E C o - P r o c u r e m e n t**（**エコ調達**）」を展開してまいりました。

皆様におかれましては、本ガイドラインにご配慮いただきますとともに、ほくでんグループとしての取り組みにご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

資 材 部 長

## 第1章 総則

### 1. 目的

本ガイドラインは、ほくでんグループのグリーン調達（環境に配慮された製品の調達）に関する基本的な考え方であり、ほくでんグループが皆様とともに継続して「循環型社会」の構築に取り組むための一般事項を示しています。

なお、本ガイドラインは社会状況の変化や技術の進歩・新たな知見など、必要に応じて改定いたします。

### 2. 適用範囲

本ガイドラインは、機器類をはじめ、備品・事務用消耗品にいたるまで、ほくでんグループが調達するすべての製品に適用いたします。

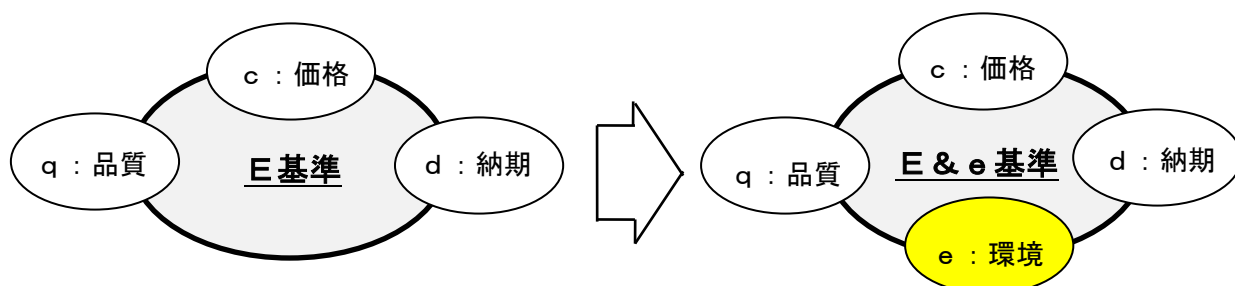
## 第2章 ECo-Procurement（エコ調達）

ほくでんグループは、環境（Environment）に優しい製品の調達はもとより、調達する製品の環境に与える負荷低減についても、皆様との協力・協働（Cooperation）をとおしながら取り組む、「ECo-Procurement（エコ調達）」を展開し、

**ECo-Procurement（エコ調達）**  
= 環境（Environment）+ 協力・協働（Cooperation）

これまでの価格（cost）・品質（quality）・納期（delivery）に基づく経済性（Economy）の基準に、あらたに環境（environment）への優位性の視点も加えた、E & e 基準による調達を積極的に進めてまいります。

= E 基準から E & e 基準へ =



## 1. 環境への優位性評価の実施

### (1) お取引先の環境保全体制

お取引先の環境保全体制（以下「企業環境特性」といいます。）について、ISO14001/JIS Q 14001（環境マネジメントシステム）の要求事項に基づき次の視点から評価させていただきます。

- 環境に関する経営方針を明確にしている。
- 活動、製品、サービスの何が環境に影響を与えるかについて自ら評価し把握している。
- 著しい環境影響を与える環境側面等を管理する目標を設定している。
- 目標を達成するプログラムが確立されている。

### (2) 製品の環境へ及ぼす影響度

調達する製品の環境へ及ぼす影響度（以下「製品環境特性」といいます。）について、3R・LSの5項目に基づき次の視点から評価させていただきます。

- Reduce（使用材料・消費エネルギーの減少や有害物質の削減・廃止）
- Reuse（素材・部品の再使用）
- Recycle（再利用が可能な材料の利用）
- Long Use（長期使用が可能）
- Separable（分解処理・分別回収などの容易性）

### 3R・LS基準

3 R	Reduce	省資源・省エネルギーの推進	○製品の軽量化 ○不良品率の低減・歩留まりの向上
		有害物質の削減・廃止の推進	○規制・禁止物質の使用禁止 ○環境への影響が懸念される物質の削減・廃止 ○製品のライフサイクルで発生する有害物質の抑制
	Reuse	素材・部品の再使用	○再生素材・再使用部品の利用拡大
	Recycle	リサイクル可能材料の利用	○リサイクルを考慮した材料の選定
L	Long Use	長期間にわたる使用が可能	○製品寿命を考慮した製品
S	Separable	分解・分類が容易	○容易な修理・部品交換、分解処理、分別回収

## 2. 協力・協働 (Cooperation)

### (1) グリーン情報・グリーン提案

#### a. 募集

皆様からの環境に優しい製品に関する情報（グリーン情報）や提案（グリーン提案）を広く募集いたします。フォーマットは別紙2のとおりですが、ホームページ上でも受け付けしています。

#### b. 受付

皆様からのグリーン情報・グリーン提案は、ほくでん本店資材部で受け付けいたします。

#### c. お取り扱い

(a) 皆様からいただいたグリーン情報・グリーン提案について、c（価格）・q（品質）・d（納期）・e（環境）の観点から総合的な評価を実施いたします。

(b) 評価の結果、優位性が認められる場合、「グリーン推奨製品」に指定するとともに、購入仕様書に反映するグリーン設計などに活用させていただきます。なお、「グリーン推奨製品」については、「3（2）. グリーン推奨制度」をご覧ください。

(c) 必要に応じて、いただいたグリーン情報・グリーン提案に関する資料のご提出など、詳細のご説明をお願いすることがあります。

### (2) 環境PR

お取引先の皆様の「企業環境特性評価票」（別紙3）および／または「製品環境特性評価票」（別紙4）に基づく自主評価の実施結果のご提出は、ほくでん本店資材部で常時受け付けしています。

環境への取り組みに関するPRとしてご活用下さい。

### (3) 情報提供のお願い

お取引先の皆様に対して、環境への取り組みに関する情報のご提供をお願いする場合があります。

#### a. 自主評価結果

お取引先の皆様に対して、「企業環境特性評価票」（別紙3）および／または「製品環境特性評価票」（別紙4）に基づく自主評価の実施結果のご提出を依頼する場合があります。

#### b. リサイクル・廃棄方法

お取引先の皆様に対して、製品のリサイクル・廃棄方法などについてご説明を依頼する場合があります。

c. その他

その他必要に応じ、お取引先の皆様に対して、質問などを行い、資料のご提出・ご説明の実施を依頼する場合があります。

3. E & e 基準による調達

(1) 特定調達製品

重点的にE & e 基準による調達を推進する製品を「特定調達製品」とし指定し、その判断基準を定めます<sup>※1</sup>。

なお、特定調達製品の指定およびその判断基準は、購入仕様書への記載などにより、関係するお取引先の皆様へご案内いたします。

(2) グリーン推奨制度

グリーン推奨制度を設け、「グリーン推奨取引先」、「グリーン推奨製品」を指定いたします。

なお、この指定はE & e 基準の評価項目の一つとなります。

a. グリーン推奨取引先の指定要件

- ほくでんグループが、環境保全体制に優れていると評価するお取引先
- ほくでんグループの調達をとおした環境保全活動への取り組みに、積極的に協力・協働していただくなどにより、ほくでんグループが特に認めたいお取引先

b. グリーン推奨製品の指定要件

- ほくでんグループが、環境に優れていると評価する製品
- ほくでんグループが認める、エコマーク等の環境ラベル<sup>※2</sup>のついている製品

※1 特定調達製品への指定とその判断基準 (例)

製品名	判断基準
情報用紙・印刷用紙	古紙混入率〇〇%以上、白色度〇〇度以下
車両 (ガソリン乗用車)	車両重量が〇〇kg 未満の場合は 10・15 モード燃費 $\geq$ 〇km/ℓ

※2 環境ラベルについて

[環境省ホームページ](#)に掲載されている環境ラベルのうち、「国及び第三者機関の取組による環境ラベル」および「事業者団体の取組による環境ラベル」に該当する製品とする。

### 第3章 お取引先の皆様へ

お取引先の皆様におかれましては、化学物質管理促進法（P R T R法）の遵守、環境特性の向上を目指した「環境保全体制の整備」および3 R・L S（Reduce・Reuse・Recycle・Long Use, Separable）による「製品アセスメントの実施」などとともに、ほくでんグループとの協力・協働（Cooperation）についてお願いいたします。

#### 1. 化学物質管理促進法（P R T R法）の遵守

平成11年7月に、化学物質の排出量等の届出の義務付け（P R T R制度）および安全データシート（以下「S D S」※1）提供の義務付けを規定する「特定化学物質の環境への排出量等の把握及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法あるいはP R T R法と略称されています。）」が制定公布されました。これにより、対象化学物質の譲渡等を行う場合、事業者は相手方に当該化学物質の性状および取り扱いに関する情報を提供することが義務化されることとなりました。

お取引先の皆様におかれましては、化学物質管理促進法（P R T R法）をご理解のうえ、S D S対象物質を使用する製品をほくでんグループに納入される場合は、S D Sをご提出いただくようお願いいたします。

※1：「S D S」は、国内では平成23年度までは一般的に「M S D S」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、G H S※2で定義されている「S D S」に統一されました。また、G H Sに基づく情報伝達に関する共通プラットフォームとして整備した日本工業規格J I S Z 7 2 5 3においても、「S D S」とされています。

※2：「G H S」とは、化学品の分類および表示に関する世界調和システムです。

#### 2. 環境保全体制の整備

I S O 1 4 0 0 1 / J I S Q 1 4 0 0 1（環境マネジメントシステム）を参考に環境保全体制の整備に努めて下さい。

以下に環境保全体制の整備を実施するうえでの主な項目を示させていただきます。

##### （1）企業理念・方針の明確化

環境保全に対する企業理念や環境に関する法規制の順守などを明確に示した環境方針を策定し、文書化する。

##### （2）環境保全システムの構築

###### a. 目標と計画

環境保全に関する目標・行動計画を明確にする。



b. 組織

環境保全に関する目標達成に取り組むための組織体制を確立し、責任を明確化する。

(3) 製品アセスメントの実施

製品の設計段階で、製品が与える環境への影響を、部品・材料の調達、製造、物流、使用、リサイクル、廃棄処理などの各段階で分析し、必要に応じた設計変更を実施することにより、製品の環境負荷を低減する。

(4) 環境に影響を及ぼす物質の使用抑制

法規制されている禁止物質を使用しない。また、環境への影響の可能性のある物質についても、代替もしくは使用量の削減を実施する。

(5) 緊急事態への準備・対応

緊急事態に対応する手順・仕組みを確立する。

(6) 教育の実施

環境に著しい影響を生じる可能性のある作業に従事する者に、適切な教育・訓練を実施する。

(7) 廃棄物の管理

廃棄物を適切に管理する基準・仕組みを確立する。

(8) リサイクル

使用済の製品・梱包材の回収・リサイクルに積極的に取り組む。

(9) 情報公開

環境保全の取り組み状況や、製品の環境情報などを公開する。

### 3. 製品アセスメント※の実施

製品アセスメント規則を作成し、実施に努めて下さい。以下に製品アセスメントを実施するうえでの主な項目を示させていただきますが、本項目以外にも、環境への負荷の低減を図る取り組みを自主的に実施するように努めて下さい。

#### (1) 材料

##### a. 材料の選定

製品に使用する材料は、リサイクルしやすい材料を選定する。また、廃棄時の有害・有毒性についても考慮した材料の選定、および代替物質を採用する。

##### b. 材料の統一

製品に使用する材料の種類は、可能な限り少なくし、材料の統一を図る。

#### (2) 省資源

製品は、小型・軽量化、省エネルギー化を図る。また、製造時のエネルギー消費、希少資源の使用量を可能な限り少なくすると同時に、不良品率の低減、歩留まりの向上を図る。

#### (3) ライフサイクルの長期化

製品は、修理や部品交換を容易にし、頻繁なモデルチェンジが発生しないものにする。

#### (4) リユース

製品に使用する材料は、可能な限り再生素材・再使用部品とする。

#### (5) 分解処理

製品は、再使用できる部品単位まで、分解が容易な構造にする。

#### (6) 表示

製品および部品は、リサイクル、分別回収、最適な廃棄処理を容易にするため、材料表示等を容易に消えない方法で可能な限り表示する。

---

※ 製品アセスメントの定義

「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）の省令55号（1991年10月）第7条に規定されており、製品の開発、設計段階において製品が与える環境影響を部品・材料調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄処理などの設計変更を行い環境への負荷の低減を図ることをいいます。

## (7) 化学物質管理

化学物質管理促進法（P R T R法）をはじめとする法律および条例を遵守する。規制されている禁止物質は、製品・部品・材料に使用しないとともに、環境や人の健康への被害を生じるおそれのある物質の代替、もしくは使用量の削減を実施する。

また、製品ライフサイクルのさまざまな段階で生成される、温室効果ガス、窒素酸化物、硫黄酸化物などの抑制を図る。

## (8) 梱包材

### a. リユース

繰り返し使用可能な構造として、回収して再利用する。

### b. 小型・減量化

1個あたりの包装重量・容積を減少させる。

### c. 材料

包装材は、再生可能な材料または再生材料を使用する。

### d. 表示

梱包材は、容易に消えない方法で材料名を可能な限り表示する。

## (9) 処理・処分

焼却施設や埋立処分場にできるだけ負荷をかけないように、処理・処分にも配慮して設計する。

## お問い合わせ先

本ガイドラインに関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

北海道電力株式会社 資材部 資材企画グループ

TEL 011-251-4083

FAX 011-241-2603

北海道電力株式会社 環境室 環境経営グループ

TEL 011-251-4374

FAX 011-222-4461

以上

会社名	調達代表窓口	〒	住所	電話番号	FAX番号
北海道電力(株)	資材部	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目2番地	011-251-4083	011-241-2603
北海電気工事(株)	資材部	003-8531	札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号	011-811-3077	011-811-6874
北海道計器工業(株)	企画 経理部	063-0834	札幌市西区発寒14条13丁目2番12号	011-676-0013	011-676-1111
北電興業(株)	管理部	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目1番地の1 北電興業ビル 3階	011-261-1793	011-251-7674
北電総合設計(株)	総務部	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目1番地の1 北電興業ビル 2階	011-222-4420	011-222-4426
北海道パワーエンジニアリング(株)	業務部	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目2番地1 共済ビル 2階	011-221-3921	011-231-5017
苫東コールセンター(株)	企画 総務部	059-1742	勇払郡厚真町字浜厚真622番地	0145-28-3121	0145-28-3123
ほくでんエコエナジー(株)	経営 管理部	060-0042	札幌市中央区大通西1丁目14番地2 桂和大通ビル50 5階	011-221-7776	011-221-7418
ほくでんサービス(株)	総務部	060-0051	札幌市中央区南1条東2丁目6番地 大通バスセンタービル2号館7階	011-251-1141	011-251-1196
北海道総合通信網(株)	総務部	060-0031	札幌市中央区北1条東2丁目5番3 塚本ビル北1館4F	011-590-5322	011-590-5339
ほくでん情報テクノロジー(株)	総務部	060-0041	札幌市中央区大通東3丁目4番地 e:i大通東ビル	011-210-7717	011-330-7625
ほくでんアソシエ(株)	印刷・メ ディア課	003-0001	札幌市白石区東札幌1条1丁目1番地2	011-816-1143	011-816-1148
北海道レコードマネジメント(株)	経営 管理室	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目1番地の1 北電興業ビル 4階	011-252-5825	011-252-6075
(株)ほくでんスポーツフィールズ	-	067-0033	江別市対雁2番地の1 北海道電力総合研究所内	011-391-3030	011-381-9090

## グリーン調達に関する情報・提案

区分	( ) グリーン情報	( ) グリーン提案
会社名／組織名		
担当部署		
ご住所		
お名前		
電話番号		
FAX番号		
Eメールアドレス		
業種		
情報／提案の内容		
添付資料	<input type="checkbox"/> あり ( )	<input type="checkbox"/> なし

※個人での情報・提案の場合は、網掛欄のみご記入下さい。

ほくでんグループ記入欄

--

会社名	
事業所名	
事業所所在地	〒
電話番号	
ご担当者氏名	

**Q 1. ISO14001の認証取得について**

取得済の場合	認証年月日	:	年	月	日
	認証機関	:			
	認証NO	:			

取得準備中の場合	審査予定年月日	:	年	月	日
	認証予定機関	:			

**Q 2. KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）の認証取得について**

取得済の場合	取得レベル	:	( ) STEP1（初級）	( ) STEP2（中級）	
	認証年月日	:	年	月	日
	認証機関	:			
	認証NO	:			

貴社がQ1もしくはQ2のいずれにも該当しない場合のみ、Q3へお進み下さい。

**Q 3. 環境保全体制に対する評価**

下記の評価項目に該当する場合は、貴社評価欄にチェック（「V」を記入）願います。

NO.	評価項目	貴社評価
1	環境保全に対する環境方針を定め文書化している	
2	環境保全に関する明確な目標・行動計画がある	
3	環境保全に取り組む組織体制が確立している	
4	製品アセスメントの仕組みが確立している	
5	禁止物質を使用しないとともに、危険性のある物質の代替もしくは使用量の削減を図っている	
6	緊急事態に対応する手順・仕組みが確立している	
7	環境に著しい影響を生じる可能性のある作業に従事する者に適切な教育・訓練を行っている	
8	廃棄物を適切に管理する基準・仕組みがある	
9	リサイクルに積極的に取り組んでいる	
10	自社の環境保全の取り組み、製品の環境情報を公開している	

＝特記事項＝

- ①ほくでんグループとのお取引に関連のある貴社の事業所単位に、太枠部分のみにご記入願います。
- ②本調査内容について、関連資料の提出および説明を依頼する場合があります。
- ③本調査内容については、ほくでんグループの内部で使用し、外部に公表することは一切ありません。

会社名	
製品名	
型式	
型式認定NO.	
ご担当者氏名	

## 製品アセスメント評価

下記の評価項目に該当する場合は、貴社評価欄にチェック（「V」を記入）願います。

NO.	評価項目	貴社評価
1	材料は、廃棄時の有害・有毒性についても考慮し選定している	
2	材料の種類を可能な限り少なくし材料の統一化を図っている	
3	小型・軽量化、省エネルギー化、希少資源使用量の極小化、不良品率低減、歩留まり向上を図っている	
4	修理や部品交換が容易な構造とし、モデルチェンジが生じないように考慮した設計となっている	
5	可能な限り再生素材・再使用部品を製品材料に使用している	
6	再使用できる部品単位まで、分解が容易な構造にしている	
7	材料の表示を容易に消えない方法で可能な限り表示している	
8	禁止物質を使用していない。また、危険性のある物質についても、使用量を可能な限り削減するとともに、製品ライフサイクルにおける発生を抑制している	
9	梱包材はリユース可能な構造で、再生材料を使用し小型・軽量化を図るとともに、容易に消えない方法で材料名を表示している	
10	製品や梱包材の処理時に、焼却施設や埋立処分場に負荷をかけないように配慮して設計している	
=特記事項=		

- ①ほくでんグループとのお取り引きに関連のある貴社の事業所単位に、太枠部分のみにご記入願います。
- ②型式・型式認定NOは、ご提案の製品がほくでんの型式認定を取得している場合のみご記入願います。
- ③本調査内容について、関連資料の提出および説明を依頼する場合があります。
- ④本調査内容については、ほくでんグループの内部で使用し、外部に公表することは一切ありません。